

ディスクロージャー分析～「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」の開示分析～

2022.4.6

当ディスクロージャー分析レポートでは、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」について、改正前からの注記事項について、2021年に提出された有価証券報告書にどのように記載されているか調査・分析を実施した。

はじめに

LIBOR（ロンドン市場における銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate））の公表が2021年12月末をもって恒久的に停止され、LIBORを参照している契約においては参照する金利指標の置換が行われる可能性が高まっている。LIBORは5つの主要な通貨について公表されており、LIBORを参照する取引は広範に行われているため、金利指標改革により多くの取引に影響が生じる可能性がある。

このため、企業会計基準委員会より、LIBORを参照する金融商品について必要と考えられるヘッジ会計に関する会計処理及び開示上の取扱いを明らかにするために、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下、本実務対応報告という）が公表されている。

そして、本実務対応報告は、2022年3月17日に改正されており、主な改正点は以下となる。

1. 金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間の延長（一律に2024年3月31日以前に終了する事業年度まで延長）

2. 金利スワップの特例処理等に関する金利指標置換後の会計処理の取扱い

- ① 金利スワップの特例処理等に関する金利指標置換後の会計処理の定める趣旨の明確化
- ② 金利指標置換後の会計処理の適用期間を1年延長した場合の取扱い

今回の開示分析では、改正前からの注記事項について、2021年に提出された有価証券報告書を調査対象として、どのように記載されているか調査・分析を実施した。

調査結果について

まず、本実務対応報告が有価証券報告書のどの項目に記載されているかを調査した結果は、以下のとおりである。

	会社数
（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）／（重要な会計方針）	43
（金融商品関係）	33
（デリバティブ取引関係）	3
（会計方針の変更）	2
合計	81

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）もしくは（重要な会計方針）に記載している会社が最も多く、この中で金融機関は4分の1程度であったが、（金融商品関係）に記載している33社はすべて金融機関であった。

そして、報告日時点において本実務対応報告を適用することを選択した企業は、本実務対応報告を適用しているヘッジ関係について、次の内容を注記する。

- (1) ヘッジ会計の方法（繰延ヘッジか時価ヘッジか）並びに金利スワップの特例処理及び振当処理を採用している場合にはその旨
- (2) ヘッジ手段である金融商品の種類
- (3) ヘッジ対象である金融商品の種類

- (4) ヘッジ取引の種類（相場変動を相殺するものか、キャッシュ・フローを固定するものか）
- また、本実務対応報告を一部のヘッジ関係にのみ適用する場合には、その理由を注記する。

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）／（重要な会計方針）43社における本実務対応報告の注記の内容を調査した結果は、以下のとおりである。

(1) ヘッジ会計の方法

	会社数
繰延ヘッジ	31
金利スワップの特例処理	28
振当処理	5
時価ヘッジ	2

(2) ヘッジ手段である金融商品の種類

	会社数
金利スワップ	38
通貨スワップ	8
金利通貨スワップ	5
為替予約	3
為替スワップ	2

（注）2社以上記載している項目を記載

(3) ヘッジ対象である金融商品の種類

	会社数
（長期）借入金	20
借入金の支払金利（利息）	8
貸出金	5
（その他）有価証券	5
社債	3
（営業）貸付金	3
外貨建（長期）借入金	3

（注）3社以上記載している項目を記載

一方、（金融商品関係）33社における本実務対応報告の注記の内容を調査した結果は、以下のとおりである。

(1) ヘッジ会計の方法

	会社数
繰延ヘッジ	31
金利スワップの特例処理	6
振当処理	5

(2) ヘッジ手段である金融商品の種類

	会社数
金利スワップ	31
通貨スワップ	7
金利先物取引	2
記載なし	2
金利通貨スワップ	1

(3) ヘッジ対象である金融商品の種類

	会社数
貸出金	22
（その他）有価証券	12
（長期）借入金	3
社債	3
記載なし	2

（注）2社以上記載している項目を記載

(4) ヘッジ取引の種類

	会社数
キャッシュ・フローを固定するもの	27
相場変動を相殺するもの	16
記載なし	5
借入金の金利変動リスクの回避	2
支払利息を固定するもの	1

2つの注記内容を比較すると、(1) ヘッジ会計の方法では、「繰延ヘッジ」を適用している会社がどちらも31社となっており、「金利スワップの特例処理」を適用している会社は、後者では6社であったが、前者では28社となっていた。

(2) ヘッジ手段である金融商品の種類については、どちらも「金利スワップ」が最も多く、「通貨スワップ」が2番目に多いという結果となっていた。

(3) ヘッジ対象である金融商品の種類では、明らかな違いが見られ、前者では「(長期)借入金」が最も多いが、後者では「貸出金」が最も多くなっていた。前者は金融機関が4分の1程度であるのに対し、後者はすべて金融機関であるため、「貸出金」が多かったと考えられる。

(4) ヘッジ取引の種類については、どちらも「キャッシュ・フローを固定するもの」と「相場変動を相殺するもの」が大半を占めていた。

(4) ヘッジ取引の種類

	会社数
キャッシュ・フローを固定するもの	18
相場変動を相殺するもの	16
為替変動リスクの減殺(回避)	4
記載なし	2
金利変動リスクの回避	1

おわりに

改正後の本実務対応報告の公表時点で、米ドル建LIBOR及びそれ以外の通貨建てのLIBORに関する不確実性が完全になくなったということでもないため、金利指標置換後の取扱いについて再度の確認を行う時期を1年後に限定せず、将来必要な場合には改めて確認を行うこととされている。そして、上述の注記は、2024年3月31日以前に終了する事業年度まで行うものとされていることに留意されたい。

以 上